九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。

十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ　自然現象

ロ　原子力船若しくは附帯陸上施設を設置する事業所（以下「原子力船等」という。）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第三条　法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

［イ・ロ　略］

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(イ)　試験研究用等原子炉の炉心（第十九条第一項において単に「炉心」という。）

(1)　［略］

(2)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

［(3)・(4)　略］

(ロ)　燃料体

［(1)～(4)　略］

［削る。］

［(ハ)～(ヘ)　略］

［ニ～ヌ　略］

［三～五　略］

六　法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～十　略］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(イ)　炉心

(1)　［同上］

(2)　燃料体の最大挿入量

［(3)・(4)　同上］

(ロ)　燃料体

［(1)～(4)　同上］

(5)　最高燃焼度

［(ハ)～(ヘ)　同上］

［ニ～ヌ　同上］

［三～五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～十　同上］